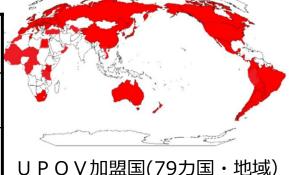
## UPOV条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)

**UPOV条約** (UPOV: <u>U</u>nion Internationale pour la <u>P</u>rotection des <u>O</u>btentions <u>V</u>égétales)

- 新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間などの基本的原則を規定
- 加盟国はこの原則に従って育成者権を保護する法制度、体制を整備
- 1968年に発効。締約国は全世界で79カ国・地域(EU、OAPI※を含む)

	<b>91年条約(新条約)</b> 加盟国・地域:62	<b>78年条約(旧条約)</b> 加盟国:17
保護対象植物	全植物 (締結後10年間の猶予)	24種類以上
育成者権の及ぶ 範囲	種苗、収穫物、特定の加工品	種苗のみ
育成者権の 存続期間	登録から20年以上 (永年性植物は25年以上)	登録から15年以上 (永年性植物は18年以上)
東アジア各国の 加盟国(加盟年)	日本(1998年) 韓国(2002年) シンガポール(2004年) ベトナム(2006年)	日本(1982年) 中国(1999年)



UPOV加盟国(79カ国・地域)

【参考】

WTO加盟国:164カ国・地域

WIPO(世界知的所有権機関) 加盟国:193ヵ国

(2024年5月現在)

※ OAPI(アフリカ知的財産機関) アフリカ17か国からなる、知的財産 に関する国際機関(本部:カメルー

ン)。2014年7月にUPOVに加盟。

**※ 1** UPOV条約には新・旧の条約が併存しており、保護対象・権利の範囲等が異なる。

加盟国数は、2024年5月現在。 **※** 2

